

平成31年1月28日

動物用医薬品販売業者のみなさまへ

愛知県東部家畜保健衛生所

動物用医薬品適正流通の徹底について

近年、「食の安全・安心」を確保することの重要性が一層高くなっておりませんが、本県においても、畜水産物への抗菌性物質残留事例が依然として報告されていることから、畜水産物の安全性を確保するためには、動物用医薬品の適正流通を確保する必要があります。

また、不適切な動物用医薬品の流通は、人の医療分野にも影響を及ぼす可能性があります。

このため、流通段階における動物用医薬品の取扱いの適正化を目的に、東部家畜保健衛生所管内（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡）においては、下記の期間を動物用医薬品適正流通推進強化月間とし、薬事監視員による立入指導等を実施しますので、御理解御協力をお願いします。

記

1 強化期間

平成31年2月1日（金曜日）から2月28日（木曜日）まで

2 内容

薬事監視員による許可店舗等における動物用医薬品の流通状況等の確認